2019 年 9 月 7 日

# 障害学会　理事選挙制度の改正について

障害学会第 8 期理事　深田

## １．これまでの経緯

これまで障害学会の理事選挙は候補者を立て、その候補者へ投票する「候補制」を採用してきた。学会設立から 2012 年までは、会員から自薦の立候補者を募りその立候補者へ投票する形を取った（自薦候補制と呼ぶ)。2012 年からは、会員の推薦を得た候補者を募りその候補者へ投票する形を採用している（他薦候補制と呼ぶ)。

① 自薦候補制：自薦の立候補者に対して会員が投票する。

2003 年 10 月～2012 年 10 月（理事会　第 1 期～第 5 期）

第1期　2003 年 10 月～2005 年 9 月　石川会長、長瀬事務局長
第2期　2005 年 9 月～2007 年 9 月　石川会長、長瀬事務局長
第3期　2007 年 9 月～2009 年 9 月　旭会長、市野川事務局長
第4期　2009 年 9 月～2011 年 10 月　旭会長、杉野事務局長
第5期　2011 年 10 月～2013 年 9 月　堀会長、横須賀事務局長

⇒自薦候補制では立候補者のみへの投票に限られることから、多くの会員が推薦する人物を理事に選出することを可能にするため、2012 年大会の総会での承認により、他薦の候補者への投票（他薦候補制）に変更された。

② 他薦候補制：会員 2 名以上から推薦を得た理事候補者に対して会員が投票する。

2012 年 10 月～現在（理事会　第 6 期～第 7 期）

第6期　2013 年 10 月～2015 年 9 月　堀会長、中根事務局長
第7期　2015 年 10 月～2017 年 10 月　横須賀会長、中根事務局長
第8期　2017 年 10 月～現在　立岩会長、橋本事務局長

⇒現行では、選挙管理委員会が、他薦による理事候補者を募集し、候補者が 8 名以上となった場合、選挙を実施している。規程では投票による上位 8 名を理事に選出する。理事候補者が 8 名に満たない場合は全員を当選とし選挙は実施しない。選挙によって選出された理事（選挙理事）は、選挙理事の人数を超えない範囲で理事を補充し（補充理事)、理事会を組織する。理事の任期は 2 年であり、連続しての再任は 3 期までとなっている。

## ２．現行制度の課題点

他薦候補制を採用していることから、他薦による理事候補者を募っている。そのため、①理事候補者の募集・公示に関する業務、②投票・開票に関する業務、という大きな業務が 2 段階にわたって必要になる。その結果、事務作業および事務経費に小さくない負担が生じている。この負担の軽減が現行選挙制度の課題である。

## ３．今後の方向性

・候補者を立てる候補制（他薦間接制）ではなく、候補者を立てずに、選挙権者が「この人に理事になってもらいたい」と考える被選挙権者に直接、投票する「他薦直接制」に移行する。他薦による直接選挙への変更であり、他薦制のメリットは損なわれないと思われる。むしろ、候補者からではなく、多様な被選挙権者のなかから理事を選出することができ、会員の学会への参加意識の向上を期待することができる。また、理事への就任を希望する会員があった場合も、会員自身による、インフォーマルな、いわゆる選挙運動は可能だと考えられる。
・選挙業務が、2 段階から 1 段階に合理化されるメリットがある。
・社会学・社会福祉学系の関連 6 学会の理事選挙制度を調べたところ、すべての学会が「他薦直接制」を採用していた。多くの学会がそうであるように、他薦直接制に移行しても会員に不利益は生じないと思われる。